

第1章 総則

(主旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大津市国際親善協会（以下「協会」という。）の賛助会員及び会費等について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 当協会の賛助会員とは、当協会の国際文化観光都市にふさわしいまちづくりを市民の自発的な活動を主体として行うことにより、諸外国との文化・歴史などの特性を生かした国際交流活動を推進し、市民の相互理解と友好を深め、多文化共生社会に適応した地域づくりに寄与するという目的に賛同して、その活動に対して支援するために指定する手続に基づき本会員制度への入会を申し込み、入会を承認された個人、法人または団体である。

(各種会員の定義)

第3条 各会員の定義は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員とは、協会の目的に賛同した企業及び団体
- (2) 個人会員とは、協会の目的に賛同した者
- (3) 家族会員とは、協会の目的に賛同した家族とし、同居に限る

第2章 入会と退会

(入会手続きと会員の有効期限)

第4条 賛助会員として入会するときは、団体会員にあっては所定の会員申込書（様式1）と誓約書（様式2）を理事長に提出し、次条に定める会費の年額を納入しなければならない。個人会員、家族会員にあっては当協会のウェブサイトに掲載する手続きに従って、入会の申込（以下「入会申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会が別途定める事項について、正確かつ最新の情報を提供し、第5条に定める会費の年額を納入しなければならない。なお会員の有効期限は、その年度の4月1日または会費を納入した日から、その年度の3月末日までとする。

(入会申込みの不承認)

第5条 当協会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当協会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当協会が会員と認めることを不相当と判断した場合。

(会費)

第6条 会費の年額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 団体会員 | 1口 | 10,000円 |
| (2) 個人会員 | 1口 | 2,000円 |
| (3) 家族会員 | 1口 | 3,000円 |

第7条 会費の用途は、次のとおりとする。

公益目的事業（公益認定されたもの）

（会員名簿及び情報の取扱い）

第8条（1）入会者は、当協会の管理する会員名簿に登録する。

（2）第1項の会員名簿に登録された事項に変更があった場合は、会員は遅滞なく、その旨を当協会に届け出なければならない。

（3）協会は、会員名簿に登録された情報について、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（4）第3項にかかわらず、法人名または団体名は公開対象とする。

（変更の届出）

第9条（1）会員は会員名簿に登録された事項に、当協会への届出事項に変更が生じた場合に速やかに変更届を当協会に提出するものとする。

（2）会員が、本条第1項の変更届を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当協会はその責任一切負わないものとする。

（退会）

第10条 会員は、当協会に退会を届け出ることにより、賛助会員を退会することができる。また当年度の有効期限を以って会員資格は喪失する。なお退会に伴い、既に納入した会費については返金しないものとする。

（会員資格の取り消し）

第11条 当協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

（1）他者または当協会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当協会が認めたとき。

（2）他者または当協会に対する誹謗中傷、詐欺、脅迫、ハラスメント行為等があったと、当協会が認めたとき。

（3）法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

（4）本規程、又はその他当協会が定める規則に違反したとき。

（5）その他当協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第3章 特典

（特典）

第12条 賛助会員には、以下の特典を提供する。

（1）会員証の発行

（2）情報誌 OIGA の発送

（3）当協会が企画し、実施している講座等への割引料金での参加（語学講座や一部講座など割引対象外あり）

（4）提携店舗・施設での割引利用等（利用条件あり）

第4章 規程の適用・追加・変更

（規程の適用）

第13条 本規程が表示されている画面において「規程に同意する」にチェックを投入したうえで入会申込する旨を表示するボタンを押下（クリック）したとき、本規程の内容について同意した

ものとみなす。

(規程の追加・変更)

第14条 当協会は、特典の内容および会費を含め本規程の全部または一部を追加・変更することができる。当協会により追加・変更された本規程は、当協会のホームページ上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された本規程に拘束されるものとする。

第5章 免責及び損害賠償

(免責及び損害賠償)

第15条 (1) 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、当協会は一切責任を負わないものとする。

(2) 会員は、当協会が提供する特典および当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。

(3) 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当協会は一切責任を負わないものとする。

(4) 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

(5) 本規程に違反した会員に対し、当協会は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

(6) 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当協会に重過失がある場合を除き、当協会は一切責任を負わないものとする。

(7) 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について当協会は一切責任を負わないものとする。

(8) 当協会は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

(9) 万が一、当協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当協会は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、当協会が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

(10) 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規程は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第16条 管轄裁判所

本規程に関連する一切の紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第17条 当協会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護

に万全を期すものとする。

第7章 反社会的勢力への対応

(反社会的勢力への対応)

第18条 (1) 当協会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき
- 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- 3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- 5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 6) 自らまたは第三者を利用して、当協会または当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

(2) 当協会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- 1) 暴力的な要求行為
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為
- 5) その他前各号に準ずる行為

(3) 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している個人や法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(4) 当協会は、本条の規程により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当協会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和3年2月1日に施行する。

本受講規約（以下「本規約」という）には、公益財団法人大津市国際親善協会（以下「当協会」という）が『語学講座』として開催する講座（以下「本講座」という）を受講するにあたっての受講希望者と当協会との間の契約条件が規定されています。

受講希望者は本規約の内容をご理解いただき、すべての条件に同意の上お申込、ご参加をお願いします。

第1条 語学講座の目的

当協会では、外国語の学習を通して市民の異文化理解、国際交流を推進することを目的に、語学講座を開講します。

第2条 提供サービス

当協会は、受講者に対し、第7条で定める受講料の対価として、本講座を通じて当協会が別途定める講座内容により講義を行うものとします。原則、指定教科書を使用し講座を行います。

第3条 規約の適用

本規約が表示されている画面（以下「本画面」といいます。）において「規約に同意する」にチェックを投入したうえで受講申込する旨を表示するボタンを押下（クリック）したとき、本規約の内容について同意したものとみなします。

第4条 規約の変更

1. 当協会は、受講者の事前の承諾を得ることなく、本規約の全部又は一部を変更できるものとします。
2. 前項の場合、変更後の本規約は、当協会が適当と判断する方法で受講者に通知するものとし、それ以後、受講者が本サービスを利用したとき、当該受講者が変更後の本規約の内容について承諾したものとみなします。

第5条 本講座の申込

1. 本講座の受講希望者は、本講座のウェブサイトに掲載する手続きに従って、受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会が別途定める事項について正確かつ最新の情報を提供するものとします。
2. 講座は主として4月（春夏コース）、10月（秋冬コース）に開講します。それぞれの募集時期にウェブサイトの講座情報を更新します。
3. 講座は定員になり次第、申込ができなくなります。受講生募集期間中は、定員に空きが出ると申込ができるようになります。

第6条 申込の承諾

1. 当協会は、受講申込を承諾する場合、受講希望者に対し、本講座の受講を承諾する旨を当協会が適切と判断する方法にて通知するものとします。
2. 当協会と受講希望者間の本講座の提供に係る契約（以下「本契約」という）は、受講料と管理費全額の入金確認後に行う受講承諾の通知・送信をもって成立し、受講希望者は本規約の定め

に従い受講者たる資格を取得するものとします。

第7条 受講料等

1. 受講希望者は、当協会から郵送される受講規約（契約書面）を受領後、入金案内に記載している支払い方法（コンビニエンスストアでの払込または銀行振込）にしたがって受講料と管理費を期日までに支払うものとします。なお、当協会の窓口での現金払いは取り扱っておりませんのでご了承ください。
2. 指定教科書を使用して講座を行いますので、別途教科書購入費が必要です。教科書は開講決定後、受講開始前までに各自で購入してください。
3. 当該受講希望者による受講料と管理費の払込をもって、受講申込が成立したものとみなします。
4. コンビニエンスストアの払込票が届かない場合また紛失した場合は、速やかに協会に連絡し、期日までに銀行振込にて入金してください。振込手数料は受講希望者をご負担ください。なおコンビニエンスストアの払込票は再発行いたしません。
5. 受講希望者が、前項に基づく受講料と管理費の支払いを指定された期日までに怠った場合、当該受講希望者は本講座の申込をキャンセルしたものとみなします。また次回以降の申込については承諾しない場合があります。
6. 管理費とは語学講座の運営に必要な費用で、システム管理費、払込票手数料、返金のための振込手数料、新型コロナウイルス感染予防対策費用、各種配布資料等に充当します。

第8条 講義内容に関する権利

1. 本講座に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他情報、本講座において提供される教材、その他一切の著作物、ならびに本講座で使用される一切の名称および標章（以下併せて「講義内容」という）についてのノウハウ、著作権および商標権その他一切の権利は全て当協会または当協会の委託先に帰属しており、受講者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。
2. 受講者は、講義内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲を超え、若しくは範囲外で使用、または第三者に対して、貸与、頒布、譲渡、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。またSNSを含む他の媒体に講義内容を転載することは著作権の侵害になりますので、固くお断りいたします。
3. 受講者は、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、講義内容を記録することはできないものとします。
4. 当協会は、受講者が本規約に反する行為を行った場合、当協会が被った損害の賠償請求に加えて法律上可能なその他の救済手段を講じることができるものとします。
5. 当協会は、本講座の受講風景をカメラ等で撮影し、記録する場合があります。記録した映像は、当協会のウェブサイト、本講座の案内等を目的とした各種広告媒体・本講座教材、事業報告・会議資料等に利用することとし、その他の目的には利用しません。受講者は、記録された受講者の映像が上記の範囲内で使用されること、および、当該映像に対する一切の権利（著作権法27条および28条に定める権利を含む）が当協会に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当協会は受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務は負わないものとします。

第9条 受講者資格の取消

受講者が以下の項目に該当する場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除

することができるものとします。またこの場合、受講者が以下の(1)～(6)のいずれか一つにでも該当する場合、受講料と管理費の返金はありません。

- (1) 本講座の内容を適切に理解できない可能性がある場合その他当協会が本講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合
- (2) 受講申込において、虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) その他、受講者として不適切と当協会が判断した場合
- (5) 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団その他これに準じる者、またはこれらの者と密接なかわりを持つ者であることが判明したとき。
- (6) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐欺・脅迫行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき。

第10条 受講に際しての注意事項

1. 教室の座席の指定はできません。
2. 講師やほかの受講者に迷惑をかける行為があると当協会が判断した場合は、受講をお断りすることがあります。
3. 教室内では携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
4. 講師や受講者の住所や電話番号などの個人情報はお教えできません。
5. 教室内で喫煙、食事、飲酒はできません。また酒気帯びでのご入室はご遠慮ください。なお水分補給用として本人が持参する飲み物はお持ち込みいただけますが、ゴミは必ずお持ち帰りください。
6. 貴重品はご自身で管理し、盗難等には十分にお気をつけください。教室・施設内での盗難、破損、紛失等について、当協会は損害賠償の責任を負いません。
7. お子様を含め、受講者以外の入室はできません。
8. ペットを連れてのご入室はお断りします。
9. 体調が悪いときはご自身の責任で慎重にご判断ください。
なお、教室・施設内での身体の事故が発生した場合、当協会は応急の措置のみおこない、その後の治療その他の責任を負いません。
10. 教室内での物品販売及び勧誘、金品の徴収は固くお断りします。
11. 講師への季節の贈り物やお祝い等のお心遣いはご無用です。
12. 当協会で定めている「語学講座開講にあたっての新型コロナウイルス感染予防対策」を遵守し、受講してください。

第11条 禁止行為

受講者は、本サービスの利用にあたり自ら以下のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為を行わないでください。

1. 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為
2. 当協会、講師、スタッフ、他の受講者に対する誹謗中傷、詐欺又は脅迫行為
3. 当協会、講師、スタッフ、他の受講者の知的財産権又はプライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為
4. 公序良俗に反し又は善良な風俗を害する行為
5. 講師およびスタッフに対する嫌がらせ、不良行為、その他授業の進行を妨げる等のハラスメ

ント行為

6. 食物や危険物等を教室に持ち込む行為、又は当該飲食物等を他の受講者に与える行為
7. 本サービスの終了後、提供場所に長時間とどまる行為
8. 当協会、講師及びスタッフの指示や指導に反する行為
9. その他、当協会が不適切と判断する行為

第12条 解約・返金・振替

1. 受講者が、受講者の都合により、受講料入金後に本講座を開講日までに解約する場合には、速やかに協会に解約届と返金依頼書を提出してください。その後、解約手数料を差し引いた受講料を返金します。管理費は返金しません。解約手数料は以下の通りです。

開講月の前月最終営業日5日前までの解約・・・無料

開講月の前月最終営業日4日前から開講初日当日の解約・・・1,500円（1回分の受講料に相当する額）

なお受講者が、当協会に対して事前に解約の通知なく本講座を受講しなかった場合、開講初日の翌日以降は解約・返金の対象外となります。

2. 受講者が、受講者の都合により、受講開始後に本講座を解約する場合には、速やかに協会に解約届を提出してください。開講初日の解約に限り、残り回数分の受講料を返金しますので、速やかに協会に返金依頼書を提出してください。管理費は返金しません。
3. 受講者の都合による欠席、中途解約等、いかなる理由でも受講料と管理費は返金しません。またそのための振替授業は行いません。
4. 第13条の6項の開講決定後、開講前に開講中止になった場合は、受講料と管理費を返金します。同条8項の開講後に開講中止になった場合は翌月以降の残り回数分の受講料を返金します。
5. 当協会または講師の都合により休講となった場合、振替日（受講期間最終日の翌週）に授業を行います。
6. 受講料の返金については受講者名義の銀行講座への振込により行います。返金が発生した際には期日までに返金依頼書に口座情報（通帳の1、2ページのコピー）を添えて協会に提出してください。お預かりした口座情報は厳正に保管のうえ金融機関への振込み後速やかに廃棄します。なお現金での返金を行いません。

第13条 講座の変更

受講者が、受講者の都合により、本講座を異なる講座に変更する場合は、本講座を第12条1項、2項により解約後、申込受付期間中に希望する講座へ申込手続きし、期日までに受講料と管理費を入金してください。

第14条 講座の休講・中止・中断

1. 本講座は、当協会・講師の事情により休講・中止・中断できるものとします。また本講座の運営上やむを得ない場合（新型コロナウイルスの感染による事務局や講座の閉鎖等を含む）には、受講者に事前の通知なく、本講座の運営を休講・中止・中断できるものとします。本件に関する情報は当協会ウェブサイト上で行い、個別には連絡しません。
2. 前項の場合には、当協会は振替日に授業を行います。振替授業が行えなかった場合は本講座の受講期間終了後、当該講座についての開講しなかった回の受講料を返金しますので、期日までに返金依頼書を提出してください。但し、当協会の責任は支払済の受講料の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

3. 講師の病気など、事情により他の講師が代講する場合があります。
4. 本講座は、天災や気象状況、交通等の事情により、実施が困難と見込まれる場合は休講とします。
＜大津市南部に暴風を含む警報および特別警報が発令されている場合＞
午前の講座：午前7時に発令中の場合は休講します
午後の講座：午前10時に発令中の場合は休講します
なお休講に関する情報は当協会ウェブサイト上で行い、個別には連絡しません。
5. 前項の場合には、当協会は振替日に授業を行いません。また当該講座についての受講料の返金も行いません。
6. 本講座は、開講決定後、開講前月の最終営業日5日前までに申込者が4名以下になった場合は開講を中止します。
7. 前項の場合には、当該講座について返金しますので、期日までに返金依頼書を提出してください。但し、当協会の責任は支払い済の受講料と管理費の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。
8. 開講後、開講当月末に受講者数が4名以下になった場合など、やむを得ず講座の開講を中止する場合があります。
9. 前項の場合には、当協会は本講座を中止し、当該講座についての開講しなかった回の受講料を返金しますので、期日までに返金依頼書を提出してください。但し、当協会の責任は支払済の受講料の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

第15条 損害賠償

1. 受講者が、本講座に起因または関連して、当協会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を賠償するものとします。
2. 本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の責任と負担において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

第16条 管轄裁判所

本規約または本講座に関連する一切の紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第17条 免責事項

1. 本講座は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。
2. 当協会は、故意または重過失に基づく場合を除き、本講座または本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害および逸失利益について、何ら賠償責任を負わず、通常損害について当協会が当該受講生から現実に受領した受講料全額の範囲内でのみ損害賠償責任を負うものとします。
3. 理由の如何を問わず、受講者が、当協会または本講座の開催場所に物件を残置し、当該講座終了後1ヶ月以内に当協会の定める手続きにより返還を請求しなかった場合、当社は、受講者が当該物件に対する所有権その他権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとします。

第 18 条 個人情報の取扱い

1. 当協会は、受講者の個人に関する情報の機密保持に万全を期しています。受講申込の際に提供された、氏名、住所、電話番号等の情報は、協会の講座に関する連絡や各種のお知らせに使わせていただくほか、お客様へのサービス向上を図る目的で利用させていただきます。ご本人に同意なしに第三者に開示したり、提供したりすることはありません。
2. 協会の個人情報保護への取り組みについては、ウェブサイトの「プライバシーポリシー規約」をご覧ください。

第 19 条 紛争の解決

本規約に定める事項について疑義が生じた場合、また定めのない事項については、両者協議のうえ、解決するものとします。

令和 3 年 1 月 15 日施行

令和 3 年 2 月 9 日改定

公益財団法人天津市国際親善協会

本受講規約（以下「本規約」という）には、公益財団法人大津市国際親善協会（以下「当協会」という）が『語学講座』として開催する講座（以下「本講座」という）を受講するにあたっての受講希望者と当協会との間の契約条件が規定されています。

受講希望者は本規約の内容をご理解いただき、すべての条件に同意の上お申込、ご参加をお願いします。

第1条 語学講座の目的

当協会では、外国語の学習を通して市民の異文化理解、国際交流を推進することを目的に、語学講座を開講します。

第2条 提供サービス

当協会は、受講者に対し、第7条で定める受講料の対価として、本講座を通じて当協会が別途定める講座内容により講義を行うものとします。原則、指定教科書を使用し講座を行います。

第3条 規約の適用

本規約が表示されている画面（以下「本画面」といいます。）において「規約に同意する」にチェックを投入したうえで受講申込する旨を表示するボタンを押下（クリック）したとき、本規約の内容について同意したものとみなします。

第4条 規約の変更

1. 当協会は、受講者の事前の承諾を得ることなく、本規約の全部又は一部を変更できるものとします。
2. 前項の場合、変更後の本規約は、当協会が適当と判断する方法で受講者に通知するものとし、それ以後、受講者が本サービスを利用したとき、当該受講者が変更後の本規約の内容について承諾したものとみなします。

第5条 本講座の申込

1. 本講座の受講希望者は、本講座のウェブサイトに掲載する手続きに従って、受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会が別途定める事項について正確かつ最新の情報を提供するものとします。
2. 講座は主として4月（春夏コース）、10月（秋冬コース）に開講します。それぞれの募集時期にウェブサイトの講座情報を更新します。
3. 講座は定員になり次第、申込ができなくなります。受講生募集期間中は、定員に空きが出ると申込ができるようになります。

第6条 申込の承諾

1. 当協会は、受講申込を承諾する場合、受講希望者に対し、本講座の受講を承諾する旨を当協会が適切と判断する方法にて通知するものとします。

2. 当協会と受講希望者間の本講座の提供に係る契約（以下「本契約」という）は、受講料と管理費全額の入金確認後に行う受講承諾の通知・送信をもって成立し、受講希望者は本規約の定めに従い受講者たる資格を取得するものとします。

第7条 受講料等

1. 受講希望者は、当協会から郵送される受講規約（契約書面）を受領後、入金案内に記載している支払い方法（コンビニエンスストアでの払込または銀行振込）にしたがって受講料と管理費を期日までに支払うものとします。なお、当協会の窓口での現金払いは取り扱っておりませんのでご了承ください。
2. 講師がオリジナルプリントを使用して講座を行います。
3. 当該受講希望者による受講料と管理費の払込をもって、受講申込が成立したものとみなします。
4. コンビニエンスストアの払込票が届かない場合また紛失した場合は、速やかに協会に連絡し、期日までに銀行振込にて入金してください。振込手数料は受講希望者にご負担ください。なおコンビニエンスストアの払込票は再発行いたしません。
5. 受講希望者が、前項に基づく受講料と管理費の支払いを指定された期日までに怠った場合、当該受講希望者は本講座の申込をキャンセルしたものとみなします。また次回以降の申込については承諾しない場合があります。
6. 管理費とは語学講座の運営に必要な費用で、システム管理費、払込票手数料、返金のための振込手数料、新型コロナウイルス感染予防対策費用、各種配布資料等に充当します。

第8条 講義内容に関する権利

1. 本講座に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他情報、本講座において提供される教材、その他一切の著作物、ならびに本講座で使用される一切の名称および標章（以下併せて「講義内容」という）についてのノウハウ、著作権および商標権その他一切の権利は全て当協会または当協会の委託先に帰属しており、受講者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。
2. 受講者は、講義内容を自己の学習の目的にのみ使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲を超え、若しくは範囲外で使用、または第三者に対して、貸与、頒布、譲渡、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。また SNS を含む他の媒体に講義内容を転載することは著作権の侵害になりますので、固くお断りいたします。
3. 受講者は、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、講義内容を記録することはできないものとします。
4. 当協会は、受講者が本規約に反する行為を行った場合、当協会が被った損害の賠償請求に加えて法律上可能なその他の救済手段を講じることができるものとします。
5. 当協会は、本講座の受講風景をカメラ等で撮影し、記録する場合があります。記録した映像は、当協会のウェブサイト、本講座の案内等を目的とした各種広告媒体・本講座教材、事業報告・会議資料等に利用することとし、その他の目的には利用しません。受講者は、記録された受講者の映像が上記の範囲内で使用されること、および、当該映像に対する一切の権利（著作権法27条および28条に定める権利を含む）が当協会に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当協会は受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないもの

とします。

第9条 受講者資格の取消

受講者が以下の項目に該当する場合、当協会は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。またこの場合、受講者が以下の(1)～(6)のいずれか一つにでも該当する場合、受講料と管理費の返金はありません。

- (1) 本講座の内容を適切に理解できない可能性がある場合その他当協会が本講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合
- (2) 受講申込において、虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) その他、受講者として不適切と当協会が判断した場合
- (5) 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団その他これに準じる者、またはこれらの者と密接なかわりを持つ者であることが判明したとき。
- (6) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐欺・脅迫行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき。

第10条 受講に際しての注意事項

1. 教室の座席の指定はできません。
2. 講師やほかの受講者に迷惑をかける行為があると当協会が判断した場合は、受講をお断りすることがあります。
3. 教室内では携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
4. 講師や受講者の住所や電話番号などの個人情報はお教えできません。
5. 教室内で喫煙、食事、飲酒はできません。また酒気帯びでのご入室はご遠慮ください。なお水分補給用として本人が持参する飲み物はお持ち込みいただけますが、ゴミは必ずお持ち帰りください。
6. 貴重品はご自身で管理し、盗難等には十分にお気をつけください。教室・施設内での盗難、破損、紛失等について、当協会は損害賠償の責任を負いません。
7. お子様を含め、受講者以外の入室はできません。
8. ペットを連れてのご入室はお断りします。
9. 体調が悪いときはご自身の責任で慎重にご判断ください。なお、教室・施設内での身体の事故が発生した場合、当協会は応急の措置のみおこない、その後の治療その他の責任を負いません。
10. 教室内での物品販売及び勧誘、金品の徴収は固くお断りします。
11. 講師への季節の贈り物やお祝い等のお心遣いはご無用です。
12. 当協会で定めている「語学講座開講にあたっての新型コロナウイルス感染予防対策」を遵守し、受講してください。

第11条 禁止行為

受講者は、本サービスの利用にあたり自ら以下のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為を行わないでください。

1. 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為

2. 当協会、講師、スタッフ、他の受講者に対する誹謗中傷、詐欺又は脅迫行為
3. 当協会、講師、スタッフ、他の受講者の知的財産権又はプライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為
4. 公序良俗に反し又は善良な風俗を害する行為
5. 講師およびスタッフに対する嫌がらせ、不良行為、その他授業の進行を妨げる等のハラスメント行為
6. 食物や危険物等を教室に持ち込む行為、又は当該飲食物等を他の受講者に与える行為
7. 本サービスの終了後、提供場所に長時間とどまる行為
8. 当協会、講師及びスタッフの指示や指導に反する行為
9. その他、当協会が不適切と判断する行為

第12条 解約・返金・振替

1. 受講者が、受講者の都合により、受講料入金後に本講座を開講日までに解約する場合には、速やかに協会に解約届と、期日までに返金依頼書を提出してください。その後、解約手数料を差し引いた受講料を返金します。管理費は返金しません。解約手数料は以下の通りです。
開講月の前月最終営業日5日前までの解約・・・無料
なお、開講月の前月最終営業日4日前以降の解約や受講者が当協会に対して事前に解約の通知なく本講座を受講しなかった場合は受講料と管理費を返金しません。
2. 受講者が、受講者の都合により、受講開始後に本講座を解約する場合には、速やかに協会に解約届を提出してください。
3. 受講者の都合による欠席、中途解約等、いかなる理由でも受講料と管理費は返金しません。またそのための振替授業は行いません。
4. 第13条の6項の開講決定後、開講前に開講中止になった場合は、受講料と管理費を返金します。同条8項の開講後に開講中止になった場合は翌月以降の残り回数分の受講料を返金します。
5. 当協会または講師の都合により休講となった場合、振替日（受講期間最終日の翌週）に授業を行います。
6. 受講料の返金については受講者名義の銀行講座への振込により行います。返金が発生した際には期日までに返金依頼書に口座情報（通帳の1, 2ページのコピー）を添えて協会に提出してください。お預かりした口座情報は厳正に保管のうえ金融機関への振込み後速やかに廃棄します。なお現金での返金を行いません。

第13条 講座の変更

受講者が、受講者の都合により、本講座を異なる講座に変更する場合は、本講座を第12条1項、2項により解約後、申込受付期間中に希望する講座へ申込手続きし、期日までに受講料と管理費を入金してください。

第14条 講座の休講・中止・中断

1. 本講座は、当協会・講師の事情により休講・中止・中断できるものとします。また本講座の運営上やむを得ない場合（新型コロナウイルスの感染による事務局や講座の閉鎖等を含む）には、受講者に事前の通知なく、本講座の運営を休講・中止・中断できるものとします。本件に関する情報は当協会ウェブサイト上でを行い、個別には連絡しません。

2. 前項の場合には、当協会は振替日に授業を行います。振替授業が行えなかった場合は本講座の受講期間終了後、当該講座についての開講しなかった回の受講料を返金しますので、期日までに返金依頼書を提出してください。但し、当協会の責任は支払済の受講料の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。
3. 講師の病気など、事情により他の講師が代講する場合があります。
4. 本講座は、天災や気象状況、交通等の事情により、実施が困難と見込まれる場合は、休講とします。
<大津市南部に暴風を含む警報および特別警報が発令されている場合>
午前の講座：午前7時に発令中の場合は休講します
午後の講座：午前10時に発令中の場合は休講します
なお休講に関する情報は当協会ウェブサイト上で、個別には連絡しません。
5. 前項の場合には、当協会は振替日に授業を行いません。また当該講座についての受講料の返金も行いません。
6. 本講座は、開講決定後、開講前月の最終営業日5日前までに申込者が4名以下になった場合は開講を中止します。
7. 前項の場合には、当該講座について返金しますので、期日までに返金依頼書を提出してください。但し、当協会の責任は支払い済の受講料と管理費の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。
8. 開講後、開講当月末に受講者数が4名以下になった場合など、やむを得ず講座の開講を中止する場合があります。
9. 前項の場合には、当協会は本講座を中止し、当該講座についての開講しなかった回の受講料を返金しますので、期日までに返金依頼書を提出してください。但し、当協会の責任は支払済の受講料の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

第15条 損害賠償

1. 受講者が、本講座に起因または関連して、当協会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を賠償するものとします。
2. 本講座に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の責任と負担において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

第16条 管轄裁判所

本規約または本講座に関連する一切の紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第17条 免責事項

1. 本講座は、受講者が講義内容を習得することを保証するものではありません。
2. 当協会は、故意または重過失に基づく場合を除き、本講座または本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害および逸失利益について、何ら賠償責任を負わず、通常損害について当協会が当該受講生から現実に受領した受講料全額の範囲内でのみ損害賠償責任を負うものとします。

- 理由の如何を問わず、受講者が、当協会または本講座の開催場所に物件を残置し、当該講座終了後1ヶ月以内に当協会の定める手続きにより返還を請求しなかった場合、当社は、受講者が当該物件に対する所有権その他権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとします。

第18条 個人情報の取扱い

- 当協会は、受講者の個人に関する情報の機密保持に万全を期しています。受講申込の際に提供された、氏名、住所、電話番号等の情報は、協会の講座に関する連絡や各種のお知らせに使わせていただくほか、お客様へのサービス向上を図る目的で利用させていただきます。ご本人に同意なしに第三者に開示したり、提供したりすることはありません。
- 協会の個人情報保護への取り組みについては、ウェブサイトの「プライバシーポリシー規約」をご覧ください。

第19条 紛争の解決

本規約に定める事項について疑義が生じた場合、また定めのない事項については、両者協議のうえ、解決するものとします。

令和3年1月15日施行

令和3年2月5日改定

公益財団法人大津市国際親善協会